

# 電波監理審議会 有効利用評価部会（第45回） 議事録

## 1 日時

令和7年4月24日（木） 10：00～11：55

## 2 場所

Web会議による開催

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

西村 暢史（部会長）、笹瀬 巖（部会長代理）

### (2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理  
砂

### (3) 総務省

（総合通信基盤局）

萩原 直彦（電波部長）

中村 裕治（電波部電波政策課長）

中川 拓哉（電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室長）

伊藤 健（電波部電波政策課課長補佐）

手塚 紗衣（電波部電波政策課周波数調整官）

宮良 理菜（電波部基幹・衛星移動通信課重要無線室課長補佐）

### (4) 事務局

吉田 恭子（総合通信基盤局総務課長）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

# 目 次

|                                                                          |   |       |    |
|--------------------------------------------------------------------------|---|-------|----|
| 1. 開                                                                     | 会 | ..... | 1  |
| 2. 議                                                                     | 事 |       |    |
| (1) 令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）の調査結果のうち重点調査に関する評価結果（案）..... 2 |   |       |    |
| (2) 令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）の調査結果のうち周波数区分ごとの調査結果..... 12   |   |       |    |
| (3) 令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果..... 29                                |   |       |    |
| 3. 閉                                                                     | 会 | ..... | 47 |

## 開 会

○西村部会長 それでは、ただいまから電波管理審議会有効利用評価部会第45回会合を開催したいと思います。お集まりいただき、ありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

皆様、お忙しいところをお集まりくださり、ありがとうございます。本日の部会もウェブによる開催とさせていただきました。

本日の有効利用評価部会につきましては、電波監理審議会委員の笹瀬会長と私、両名が出席しておりまして、電波監理審議会令第3条に基づく定足数を満たしております。

なお、本日は電波監理審議会・親会から長田委員が傍聴予定となっております。

まず、本日の資料及び議事録の取扱いにつきまして、公共業務用無線局においては、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持等に支障を及ぼすおそれがある非公表情報を含んでおります。本日の資料のうち、資料45-3-1から45-3-3につきましては非公表情報が含まれております。このため、本日の議事録及び資料につきましては、後日、事務局におきまして非公表情報を特定いただきまして、構成員の皆様にも確認を行った上で、評価後に公表することといたしますので、御承知おきいただければと存じます。

また、前々回、第43回評価部会の資料43-2-1から43-2-3も同様でございますので、事務局にて対応をお願いいたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。

○西村部会長 それでは、本日、議題を進めさせていただければと思います。本日は議題が3つございます。

1つ目は、前回の部会におきまして、総務省から報告がありました各種無線システム・714MHz以下の周波数帯の調査結果のうち、重点調査に係る都道府県防災行政無線に対する評価結果（案）でございます。

2つ目と3つ目は、総務省から令和6年度調査結果の詳細を報告いただきます。そのうち2つ目は、各種無線システム・714MHz以下の周波数帯の調査結果のうち、周波数帯区分ごとの調査結果、3つ目は、公共業務用無線局の調査結果をそれぞれ報告いただく予定でございます。

## 議 事

（1）令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz以下の周波数帯）の調査結果のうち重点調査に関する評価結果（案）

○西村部会長 それでは、議事の（1）重点調査に関する評価結果（案）につきまして、事務局より御説明をお願い申し上げます。

○柏崎幹事 事務局でございます。資料45-1により、重点調査の評価（案）を御説明いたします。

まず、投映しております目次のページ、こちらが最終的な評価書の構成となっております。本日、御説明、また御審議いただきますのは、上の赤線で囲っております2の重点調査対象システムの調査結果に対する評価、こちらのパートとなっております。

まず、「はじめに」につきましては、これまでの部会の審議の状況を記載してございます。また、2ページ目は重点調査の対象システムとして、周波数帯が3つ、260と150と400MHz帯、また無線局の種類としては、固定局、基地局・携帯基地局、陸上移動局・携帯局、この3パターン、こういった軸で

調査、また評価をしてございます。

3 ページ目は評価方針を掲載してございます。これらの項目に対して評価を行うこととなります。

4 ページ目からは重点の評価となっております。

まず、システムの概要と選定の理由の概要を記載してございます。赤枠で囲ってございますが、重点調査システムに選定された理由といたしまして、都道府県防災行政無線については、令和4年度の評価において、「移行先として想定される260MHz帯デジタル無線は、アナログ方式のシステムの減少に対応した局数の増加が見られないため、実際の移行先は周波数再編アクションプランが想定しているシステムとは異なる可能性があり、今後、これらの実態を把握する必要がある」との評価を行いました。今回、この評価を踏まえまして、総務省側で都道府県防災行政無線の特徴や現状等を詳細に把握し、150MHz帯及び400MHz帯のアナログ方式の移行先の検証に係る情報を得る必要がございまして、調査がなされたものでございます。

5 ページ目の上側には、当時の令和4年度の評価、また令和6年度のアクションプランを抜粋してございます。

5 ページ目から6 ページ目にかけては、無線局の数ということで、総務省の調査結果から表にまとめてございます。全体の傾向として減少傾向にございます。

6 ページ目の下段から7 ページ目にかけては、通信量をまとめてございます。増減でございますが、こちらも全体的な傾向といたしまして減少の傾向にあると言えます。

また、7 ページ目の下側に、③といたしまして、電波の能率的な利用を確保するための技術の導入状況といたしまして、都道府県防災行政無線では、平成16年からデジタル方式が規格化されまして、平成18年から運用が開始され

てございます。デジタル方式の規格でございますが、位相変調の $\pi/4$ シフト QPSK、TDMA、また4多重という規格でございます。

8ページ目の上の表の真ん中には、デジタル方式、TDMAの帯域幅のイメージを記載してございます。4回線利用可能となっております。

また、こちらのページの中ほどに、デジタル化への対応状況ということで、赤枠で囲ってございますが、およそ7割がデジタル化へ移行済みとなっております。

続きまして、9ページ目には、免許人の数ということで、こちらも減少傾向にあるということがうかがえます。

10ページ目でございますが、一番上の(2)には無線局の目的、通信事項ということで、目的は公共業務用、通信事項は防災行政事務に関する事項、全てこちらとなっております。

(3) 使用技術でございますが、デジタル方式は、先ほど申し上げたとおりでございます。一方で150MHz帯と400MHz帯のアナログ方式につきましては、1局は除きまして、周波数変調というものが用いられてございます。

続きまして、11ページ、こちらには無線局の利用形態ということで、表に記載してございますが、大半が災害時に利用することになってございます。または事件・事故等への利用ということになります。

続きまして、12ページには、災害時の利用形態につきまして、職員同士の連絡、また関係機関への連絡、こういったものがほとんどを占めてございます。

12ページ目の中段から、(イ)といたしまして、時間の利用状況をお示しております。固定局では366日、常時発射が多い、一方で、陸上移動局のような端末のほうは、1～30日ということで、どちらかといいますと災害時に使われているような傾向が読み取れるかと思えます。

こちらは表をそのまま掲載してございまして、14ページ目でございますが、14ページ目の中ほど、(ウ)としてエリア状況を記載してございまして、表の中の一番上の固定局の260MHz帯、こちらだけ、比較して長距離の25km～50km以下でございますが、それ以外は、おおむね25kmよりも下回っているような状況でございます。

さて、15ページ目、こちらから今回の評価の肝となる情報を掲載してございます。

(5) 他の電気通信手段への代替可能性といたしまして、こちら、上の赤枠でございますが、過去4年間にアナログから移行した移行後のシステムと、その理由を掲載してございます。

移行後のシステムといたしましては、デジタル簡易無線、有線（光ファイバー）などが挙げられてございます。

また、15ページ目の下側の赤枠から16ページ目の上側の赤枠、上段の赤枠にかけましては、現在、アナログを使用している免許人における代替の可能性をお示ししております。代替可能性が最も高いものとしては、表の真ん中よりちょっと左側に、都道府県防災行政デジタル無線（260MHz帯）ということで、デジタル方式への移行の可能性が最も高くはなっておりますが、一方で、150MHz帯を中心に、他システムといたしまして、携帯電話（IP無線）、デジタル簡易無線、公共安全モバイルシステムなど、いろいろなほかのシステムへの代替可能性が見てとれるかと思います。

続きましては、こちら赤枠ですが、260MHz帯デジタル方式からの移行・代替予定ということで、現在、デジタル方式を利用している免許人におきましても、他システムへの移行の予定があるということです。公共安全モバイルシステム、携帯電話（IP無線等）、衛星通信、これらへ移行の予定があるということでございます。

続きまして、１６ページの下段の（６）のところから１７ページ目にかけては、今後３年間で見込まれます無線局の増減に関する予定ということでございまして、こちらの１７ページの表の下側には減少理由として記載してございますが、やはり減少理由として多いのは、他の電波利用システムへの移行・代替予定のため、こういったものが見られるということでございます。

続きまして、１８ページ目の上段の赤枠につきましては、過去４年間に都道府県防災行政無線を保有していなかった、つまり都道府県防災行政無線を使っていない都道府県におきまして、その代替システムとして何を使っているかということ进行调查した結果となっております。こちら割合として高いのは、有線（光ファイバー等）、地域衛星通信ネットワーク（ＬＡＳＣＯＭ）、衛星携帯電話、これらの比率が高い回答となっております。それ以外にも、いろいろなほかのシステムが列記されてございます。

下側の赤枠につきましては、その都道府県がなぜデジタル方式の都道府県防災行政無線を使っていないのか、その理由を尋ねたものでございまして、やはり導入コストが高いという割合が高くなっております。

続きまして、１９ページ目からはデジタル方式への移行予定になってございます。

少々ページが飛びまして、２１ページ目でございますが、こちら２１ページには、デジタル方式へ移行予定なしという回答に対しまして、その理由を調査したものでございます。

２１ページの真ん中の表を御覧いただきますと、おおむねコストの問題が挙げられてございますが、それ以外に、仕様や目的が適さない、機能や性能が適さないといった回答も見られます。一つの可能性といたしましては、周波数帯の伝搬特性上、ほかの周波数帯のシステムへの移行が困難という可能性も考えられます。



また、21ページの表の下側の文章から22ページ目にかけては、デジタル方式への移行完了時期が未定である理由を掲載してございます。こちらもやはり表を見ますとコストの問題というのが掲げられてございます。

これらを踏まえまして、22ページ目の2つ目の赤枠の、「以上より」というところでございますが、こちらではコスト課題への一つの解決策といたしまして、市町村防災行政無線では、4値FSK・SCPCという規格が導入されてございまして、都道府県防災行政無線でも同様に、低廉な機器ということで、このような4値FSK・SCPCの導入を可能とすることでデジタル方式への移行が促進されることが期待できるということを記載してございます。

続きまして、22ページのイから、しばらく再掲が続きますので、説明は割愛させていただきます。

25ページの下段のウ、アクションプランへの対応状況ということで、今回、令和4年度の評価結果を基に、こちらの重点調査が実施され、その結果としまして、先ほどの説明の中でありましたような260MHz帯デジタル方式以外に、有線（光ファイバー等）、携帯電話（IP無線等）、衛星通信、公共安全モバイルシステム、簡易無線など、他システムへの移行可能性が示されたと記載してございます。

続きまして、こちら、26ページ目の真ん中にごございます、エとオは、本調査対象の周波数帯におきまして、周波数の使用期限や新たなシステムへの需要といったものはございません。また、26ページの中段の（2）、実際の発射状況の調査、こちらも御説明のほうは割愛させていただきます。

ページ飛びまして、29ページ目でございますが、評価に当たって考慮する事項といたしまして、本システムの社会的貢献性の調査結果をまとめてございます。多くの免許人が公共の安全、秩序の維持、非常時における人命又は財産の保護、こういったものを無線局の利用目的としてございます。したがいまし

て、直ちに電波の利用停止、または周波数を変更した場合には、災害時における人命・財産の保護や公共の安全等の維持に影響を及ぼす可能性があるものと考えられます。

続きまして、30ページのイでございますが、こちらは運用継続性の対策をまとめてございまして、多くの免許人は、全ての無線局に関して対策を実施しております。対策を実施していないという回答につきましては、先般の部会におきまして総務省に確認したところ、設問の仕方に改善の余地があったということで、総務省において、今後、見直しを検討するとのことでした。

こちら、最後31ページ目からは評価のまとめとなっております。

まず、赤枠内でございますが、最初の段落、「我が国は」の部分ですが、我が国を取り巻く環境からは、都道府県防災行政無線は人命や財産の維持のために必要な無線システムであり、電波の発射頻度の多寡によらず、災害時等において重要な役割を果たしているとしてございます。

2つ目の段落、「また」からでございますが、都道府県防災行政無線は、およそ7割の無線局がデジタル化していること、また、平成18年の260MHz帯デジタル方式の運用開始当時より、周波数再編アクションプランにおきまして、デジタル方式への移行を促していることから、周波数の有効利用は一定程度図られているものと判断されるとしてございます。

続きまして、32ページ、「一方で」、一番上でございますが、こちらは利用状況調査の結果から、ファクトといたしまして、利用形態が様々であることや免許人数、無線局数は令和4年度調査から減少傾向にあることを記載してございます。

その次の令和6年度利用状況調査の結果から、4つ小さいポツを列記してございます。端的に申し上げますと、それぞれ、そもそも都道府県防災行政無線を保有していない都道府県において、どのような代替システムを利用している

か、2 ポツ目は、デジタル方式以外にどのような他システムへ移行しているか、3 ポツ目は、アナログ方式を利用している都道府県において、どのような他システムへの移行の可能性があるか、4 ポツ目は、デジタル方式を利用している都道府県においても、どのような他システムへの移行の予定があるか、こういったものを今回調査した結果、デジタル方式以外にも、衛星を利用した通信システムや公共安全モバイルシステム、携帯電話（I P 無線等）など、アナログ方式の移行先に適したシステムがあるということが判明したところであるとしてございます。

これを受けまして、そのため、総務省においては、今後策定する周波数再編アクションプランにおいて、上記のシステムがアナログ方式の移行・代替先の候補になり得ることを具体的に示すとともに、アナログ方式を利用している免許人に対して、これらの事例を紹介することで、移行・代替を促進することについて検討すべきであるとしてございます。

1 点、補足でございますが、アクションプランというものは施策の方針、大枠を示すものでございますので、アクションプランに直接、こういった免許人の参考となるような情報を記載するという趣旨ではございませんでして、今回、判明したシステムにつきまして、例示的に記載することは考えられるかと思いますが、具体的に、その免許人に対して、どういう形で詳細な情報を提供できるかというのは、アクションプラン以外のところで、総務省のほうで検討する、そういったことが想定されてございます。

次の段落ですが、「また」というところでございます。デジタル方式を利用しない理由については、導入コストの課題や仕様や目的に適さないとの理由が挙げられており、先ほどのコスト面の課題への対応としまして、現在、デジタル方式で利用可能な通信方式のほか、低廉かつ長距離通信に資する通信方式、例として、4 値 F S K ・ S C P C も利用可能とするよう検討すべきであるとして

ございます。

最後に、これらの取組を通じて、都道府県防災行政無線の周波数帯のさらなる有効利用を図っていくことが適当であるとしてございます。

少々御説明長くなりましたが、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○西村部会長 御説明、どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。恐縮でございますが、順番にお伺いさせていただければと思います。

笹瀬部会長代理、よろしくお願いいたします。

○笹瀬代理 笹瀬です。

的確にまとめられたと思いますので、これでよいと思います。

先ほどお話があった、アナログ方式からデジタルへ移行する方々の事例の紹介とか、それから低廉化のシステムに関しては、うまく説明できるところで説明していただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○柏崎幹事 ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、池永特別委員、よろしくお願いいたします。

○池永特別委員 私からも特にこの内容に対してコメント等ございません。よくまとめられていると思います。

途中、御説明のありました点で、この調査内容に関しましては、恐らく非常にたくさんの項目が1度に調査、回答を求められていると思いますので、先ほどありましたように、期待する回答が得られるような質問の仕方を工夫するという点に関しましては、今後に向けても、引き続き御検討いただければと思います。

以上です。

○柏崎幹事 承知いたしました。ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、石山特別委員、よろしくお願いいたします。

○石山特別委員 石山でございます。

私からも特段の意見はございません。適切にまとめていただけていると思います。ありがとうございました。

○柏崎幹事 ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

眞田特別委員、よろしくお願いいたします。

○眞田特別委員 御説明ありがとうございました。よくまとめられていると思います。

意見は特にはないのですが、1つだけ。「n」という、これは回答数だと思うのですが、説明がないので、先日拝見したとき、これ何だろうなと思ってしまったので、もし、どこかに「n」は回答数であると書いていただけるとよいのかなと。非常に細かいことで恐縮ですが、よろしくお願いします。

○柏崎幹事 承知いたしました。補足で注記したいと思います。ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、中野特別委員、よろしくお願いいたします。

○中野特別委員 中野です。

私も、非常によくまとまった資料で、御報告のほう、どうもありがとうございました。特に問題ございません。

○柏崎幹事 ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございました。

それでは、若林特別委員、よろしくお願いいたします。

○若林特別委員 御説明、どうもありがとうございました。内容につきましても、私も大変よくまとまったものになっていると思います。特にコメント等はありません。ありがとうございます。

○柏崎幹事 ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございました。

そのほか、何か追加での御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

貴重な御意見を、それから御議論を賜りまして、ありがとうございます。おむね事務局案のとおりで御賛同いただいたところかと存じますが、もし、追加で修正等の御意見がございましたら、事務局までメールにてお送りいただければと思います。

また、先ほど眞田特別委員のほうから、補足説明というような形で、「n」の御指摘がございましたので、事務局のほうで対応させていただければと思います。

評価結果（案）の全体につきましては、次々回、6月になりますが、その部会において取りまとめを行いたいと思っております。

（２）令和６年度電波の利用状況調査（各種無線システム・７１４MHz以下の周波数帯）の調査結果のうち周波数区分ごとの調査結果

○西村部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

それでは、続きまして、議事の（２）及び（３）の調査結果報告につきまして、総務省からの報告を予定しておりますので、事務局におかれましては、総

務省関係者の皆様に入室するよう御連絡お願いいたします。

○柏崎幹事 承知いたしました。では、総務省関係者の入室まで、しばらくお待ちいただけますよう、お願いいたします。

事務局でございます。総務省関係者の入室を確認いたしましたので、西村部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○西村部会長 承知いたしました。

それでは、議事の（２）令和６年度電波の利用状況調査（各種無線システム・７１４MHz以下の周波数帯）の調査結果のうち、周波数区分ごとの調査結果につきまして、総務省電波政策課の伊藤補佐より御説明をよろしくお願いいたします。

○伊藤補佐 総務省電波政策課の伊藤でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、各種無線システム・７１４MHz以下の周波数帯の周波数区分ごとの調査結果の御説明をさせていただきたいと思います。

初めに、前回までに配付しておりました資料につきまして、２点の修正を御報告させていただきます。資料の４５－２－２の１ページ目でございます。

まず１点目でございますが、調査結果本誌の修正となりますが、本誌の第３章３節、３－１２７ページに掲載しております電波利用システムごとの免許人数と無線局数及び無線局数の割合の表につきまして、表の一部が１ページ分抜けておりまして、抜けていた該当部分の追加を行っております。

２ページ目を御覧ください。こちらも同じく本誌の修正となりまして、令和５年度から新たに追加されましたシステム、地上型衛星航法補強システムの概要が１枚抜けておりましたので、参－７３ページにシステム概要を追加しております。

いずれの修正につきましても、評価に向けた御議論に影響が生ずるものでは

ございませんが修正することにつきまして、大変申し訳ございません。

続きまして、周波数区分ごとの結果について御説明いたします。資料の 4 5 - 2 - 1、表紙に本日の御説明内容と記載のある資料 2 ページ目を御覧ください。

今回の有効利用評価部会では、赤枠で囲っております周波数区分ごとの結果について御説明いたします。より詳細な結果につきましては、資料 4 5 - 2 - 4 として配布しております調査結果本誌の第 3 章に掲載しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

それでは、資料替わりまして、資料 4 5 - 2 - 3、別冊 2（周波数区分ごと）、2 ページ目を御覧ください。

まず、7 1 4 MHz 以下の全免許人数ですが、令和 6 年度調査結果では、前回の令和 4 年度調査から約 7.5 万人減少しております。理由といたしましては、免許人数が多いアマチュア無線が減少したことなどが影響したものでございます。

次に、全無線局数ですが、令和 4 年度から約 9.6 万局減少しています。理由としましては、デジタル簡易無線が増加したものの、アナログ簡易無線、アマチュア無線、タクシーデジタル無線が減少したことなどが影響したものでございます。

続いて、3 ページ目を御覧ください。

今回の調査では、7 1 4 MHz 以下の周波数帯を 3 つの区分に分けて調査結果をまとめております。

左の図、周波数区分ごとの無線局数を見ますと、いずれの調査年度におきましても、3 つ目の区分 2 2 2 MHz 超 7 1 4 MHz 以下の割合が最も大きいことが分かります。

右の図は、各総合通信局等における無線局数の推移をまとめたものでございますが、いずれの年度におきましても、関東局が最も多く、全無線局数の約 3 割



を占めておりまして、次いで近畿局が多くなっております。

次のページ以降は、周波数区分ごとの調査結果をまとめております。

4 ページ目を御覧ください。

1 つ目の区分、50 MHz 以下の周波数帯については、移動業務のほか、放送業務、アマチュア無線等に用いられております。この周波数帯では、前回、令和4年度調査以降、周波数割当ての大きな変更はございません。

5 ページ目を御覧ください。

こちらのページには、PARTNER調査の結果として、この周波数帯の電波利用システムのうち、無線局数の多いものから順に棒グラフで示しております。また、棒グラフ一番右のそのほかの中で、ポイントとなるシステムを、ページ下部に幾つか抜き出して掲載しております。

50 MHz 以下の周波数帯におきましては、この区分で大半を占める28 MHz 帯及びHF 帯アマチュア無線が、合わせてそれぞれ1万局程度減少していることから、区分全体の局数も減少傾向にあります。

それ以外のシステムでは27 MHz 帯の船舶無線なども減少している一方で、MF 帯のアマチュア無線については増加しておりまして、そのほかのシステムに関しましては、大きな変動はありませんでした。

また、MF 帯のアマチュア無線に関しましては、令和2年4月にMF 帯のうち1.9 MHz 帯において音声通信等が新たに可能となる帯域拡張の制度改正を行ったことが増加理由になっていると考えております。

なお、50 MHz 帯以下の周波数帯につきましては、調査票調査の対象システムはございません。

ページ飛ばしまして、7 ページ目を御覧ください。

2 つ目の区分、50 MHz 超222 MHz 以下の周波数帯については、固定業務、移動業務のほか、放送業務、アマチュア無線等に用いられており、その

ほかにも人や動物の検知通報システムといった免許不要の電波利用システムにも活用されております。

また、この周波数帯では、前回、令和4年度調査以降、周波数割当ての大きな変更はございません。

8ページ目を御覧ください。

50MHz超222MHz以下の周波数帯については、この区分で大半を占める145MHz帯及び52MHz帯のアマチュア無線が、合わせてそれぞれ2万局程度と1万局程度減少しておりますことから、区分全体の局数も減少傾向にあります。

アマチュア無線以外では、150MHz帯のアナログ簡易無線や60MHz帯の市町村防災行政同報無線及び150MHz帯のアナログ列車無線が減少している一方で、150MHz帯のデジタル簡易無線や60MHz帯の市町村防災行政同報デジタル無線及び150MHz帯のデジタル列車無線が増加しております。デジタル化は一定程度進んでいると考えております。

ページ飛びまして、10ページ目を御覧ください。

このページでは、上段に、この周波数区分の中で調査票調査を行ったシステムを掲載しております。本区分では12のシステムについて調査票調査を行っておりまして、調査票調査に関しましては、主に周波数再編アクションプランにおいて対応を求められているシステム及びその関連システムをピックアップして調査対象としております。

12ページ目から22ページ目では、調査票調査の代表的な項目を各システムでまとめております。

ページを飛ばしまして、14ページ目を御覧ください。

一例としまして、市町村防災行政無線について御説明をいたします。

本システムは、市町村において地域住民に対して必要な行政情報や災害時に

おける避難情報などを伝送するために利用されております。免許人数及び無線局数の推移としましては、令和4年度から免許人数は141者減少、無線局数を329局減少しておりまして、令和2年度から減少傾向が続いております。

無線局の具体的な使用実態でございますが、運用時間については、全体の70.4%、157者が366日電波を発射しており、発射時間としましては、12時台、17時台と回答している免許人が多かったところでございます。

電波を有効利用するための計画は、今後3年間で免許人全体の8.5%、19者が無線局数は減少予定、8.1%、18者が全ての無線局を廃止予定と回答しており、これらのことから、今後も減少傾向が続くものと思われます。

電波利用システムの社会的貢献性としましては、全体の約9割、207者の免許人が非常時等における人命又は財産の保護と回答しております。

最後に、参考として、各システムの周波数再編アクションプランを記載しておりまして、本システムに関しましては、デジタル方式への早期移行等を推進するとされておりまして、本調査の結果から、減少傾向が続いており、今後も同様の傾向を示す結果となっております。このような形で各システムの調査票調査結果をそれぞれまとめているところでございます。

ページ飛びまして、23ページを御覧ください。

3つ目の区分、222MHz超714MHz以下の周波数帯につきましては、航空移動業務、航空無線航行業務のほか、放送業務、アマチュア無線等に用いられておりまして、そのほかにも小電力セキュリティシステムやテレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用といった、免許不要の電波利用システムにも活用されております。また、この周波数帯では、前回令和4年度調査以降、周波数割当ての大きな変更はございません。

24ページを御覧ください。

222MHz超714MHz以下の周波数帯につきましては、この区分で大

半を占めるデジタル簡易無線 3 5 0 MHz 帯及び 4 6 0 MHz 帯が増加する一方で、周波数の使用期限が定められているアナログ簡易無線や 4 3 5 MHz 帯のアマチュア無線、タクシーデジタル無線等が減少していることから、区分全体の局数も減少傾向にあります。

タクシーデジタル無線に関しましては、令和 2 年度から減少傾向が続いておりまして、令和 2 年から令和 6 年にかけて約 3 万局減少しており、重点調査を行った都道府県防災行政無線同様に、デジタル方式からほかのシステムに移行しているのではないかと考えております。

簡易無線に関しましては、周波数割当計画において、アナログ簡易無線の周波数、3 5 0 MHz 帯と 4 0 0 MHz 帯の使用期限が、昨年、令和 6 年 1 1 月 3 0 日までとされておりまして、今回の調査の結果、合わせて約 1 4 万局減少したのに対し、デジタル簡易無線は 3 5 0 MHz 帯と 4 6 0 MHz 帯を合わせて約 1 6 . 7 万局増加しておりまして、アナログの減少数を差し引き、約 2 . 7 万局増加していることから、デジタルへの移行が進んでいるだけでなく、デジタル簡易無線の利用そのものが拡大していることを示す結果となっております。

また、速報値となりますが、令和 7 年 2 月ですと約 1 5 2 万 4 , 0 0 0 局、使用期限前の令和 6 年 3 月の数字で約 1 4 9 万 8 , 0 0 0 局となっておりますことから、統計データの上でも、デジタル簡易無線の利用が拡大していることが分かるところでございます。

ページを飛ばしまして、2 6 ページを御覧ください。

上段の表を御覧ください。本周波数区分では、こちらの 8 システムを調査票調査の対象としております。

調査票調査結果のポイントのうち、1 つ目の矢羽根、市町村防災行政無線の 4 0 0 MHz 帯基地局につきましては、周波数再編アクションプランにおいて、デジタル方式を含め、適切なシステムへの移行を推進するとされております。

本システムの無線局数は前回調査から 90 局減少、今後 3 年間で免許人全体の 6.7%、15 者が無線局数は減少予定、8.5%、19 者が全ての無線局を廃止予定と回答しており、アナログ方式は減少傾向にあることが分かります。

ページを飛ばしまして、34 ページを御覧ください。

こちらは主に周波数再編アクションプランにおいて移行が求められているシステムに対して、代替可能性について確認した設問の回答となります。

各システムの右手に代替する可能性が最も高いシステムあるとの回答を得たシステム名を記載しておりまして、一番右の欄になりますが、おおむね令和 6 年度のアクションプランに掲載しているものと同様の回答を得られているところでございます。

以上をもちまして、周波数区分ごとの御説明となります。御質問等、どうぞよろしくお願いいたします。

○西村部会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。こちらも順番にお伺いできればと考えております。

笹瀬部会長代理、よろしくお願いいたします。

○笹瀬代理 よろしくお祈りします。

それでは、2 ページ目、よろしいでしょうか。

そこに書いてあるとおり、無線局数の増減を見ると、デジタル簡易無線はアナログから移行で順調に増えていると思いますが、2 つ周波数帯があって、350MHz 帯と 460MHz 帯について、使い方、具体的な用途とか、どういう分野に使われているかについて教えていただくとありがたいのですが。

○伊藤補佐 簡易無線ですけれども、大規模な商業施設やイベント会場、工事現場などで、音声通話による業務連絡を中心に、センサーなどのデータ伝送等、様々な用途で活用ができるシステムでございます。

使用されている業界、システムごとに異なりますけれども、先ほどの350MHz帯につきましては登録局でございまして、無線機のレンタルが可能なものとなっております。無線機のレンタルを行っている企業でございまして、卸売業、小売業が、無線局数の総数及び増加数が多くなっているところでございます。

もう一つの460MHz帯でございまして、こちらは免許局のデジタル簡易無線でございまして、警備会社でありますとかホテルなどを含むサービス業、製造業、卸売小売業が無線局の総数及び増加数が多くなっているところとなっております。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。

実際、チャンネル数を令和5年度増やしたり、それから350MHz帯は上空利用ができるようになったり、460MHz帯のほうは中継利用ができたり、そういう影響によって増えているという理解でよろしいでしょうか。そういう細かいことは特にチェックされていないのでしょうか。

○伊藤補佐 制度導入されたばかりというのもありますけれども、簡易無線そのものの需要が大変増えてきているところでありまして、そういった利用も広く拡大していくべきだろうということで、制度改正と、チャンネル数を増加するという取組を進めてきているところでございます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございます。よく分かりました。

次に、6ページ目、よろしいでしょうか。

その下のほうの、その他のポイントに書かれているように、周波数再編アクションプランにおきましては、デジタル航海のデータシステム、NAV DATの導入に向けて、技術試験を実施して、国際的な状況を踏まえながら、順次、技術基準を策定していくことを掲げておりますけれども、具体的に、本件導入に向けた検討状況とか今後の予定等、お分かりでしたら教えていただくとあり

がたいです。

以上です。

○手塚周波数調整官 電波政策課、手塚でございます。私から回答させていただければと思います。

御質問ありがとうございます。

デジタル航海データシステム（NAV DAT）を含む海上無線システムにつきましては、令和6年度から令和7年度にかけて技術試験を実施している状況でございます。令和8年度以降の技術基準の策定に向けまして、現在、検討を進めている状況でございます。

技術基準の策定に当たっては、国際的な検討状況も踏まえつつ検討を進める予定ということで進めている所存でございます。

以上でございます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。よく分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、池永特別委員、よろしくお願い申し上げます。

○池永特別委員 私からは、先ほどの説明で触れられてなかったページですが、9ページをお願いできますでしょうか。

この部分で、下のその他のポイントの部分でV-L o wとV-H i g hに関することが、取組について記載されていますが、V-L o wに関してはAMからFMへの転換等に伴う必要帯域幅の検討ですとか、V-H i g hに関しては令和7年度中の制度整備といったことが書かれていますが、この辺り、V-L o w、V-H i g hのそれぞれ、今の検討状況ですとか、今後の予定など、もしありましたら、教えていただけますでしょうか。

○手塚周波数調整官 池永先生、御質問ありがとうございます。

御質問いただきましたうち、V-L o wの帯域、9 5 M H z から1 0 8 M H z ですけども、こちらについては、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会における議論を踏まえまして、先生御指摘のとおり、F M放送用の周波数の拡充に向けたニーズ調査というものを総務省で実施しました結果、令和6年12月に、F M用の周波数帯を4 M H z 程度拡張すれば、ニーズに対応できる見込みである旨、公表してございます。これを踏まえて、F M放送用の周波数として使用可能な上限を9 5 M H z から9 9 M H z に引き上げるという制度改正につきまして、本年4月、先般の電波監理審議会において答申を頂戴したところでございまして、現在、制度整備の作業中でございまして、5月中旬にはこちら施行できるという見込みでございます。

V-H i g hの1 7 0 M H z から2 2 2 M H z につきましては、2 0 0 M H z 帯の公共ブロードバンド、移動通信システム、いわゆる公共B Bの周波数帯の拡張や、災害時に公共安全機関等が多地点で情報共有を図ることが可能な狭帯域のI o T通信システムの導入のための技術的条件の検討を令和6年6月から情報通信審議会において開始しているところでございます。

現在も引き続き、委員会及び作業班において技術的条件の検討が進められておりまして、本年度中の制度整備を想定して検討を進められているというところでございます。

以上でございます。

○池永特別委員 ありがとうございます。V-L o w、V-H i g h、どちらも順調に検討が進められているということで、よく分かりました。ありがとうございました。

私からは以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。



それでは、石山特別委員、よろしくお願いいたします。

○石山特別委員 石山でございます。

私は航空無線のところについてお伺いしたいのですが、先ほど御説明はスキップされましたが、11ページになりますでしょうか。

航空無線と航空管制用無線のところ、一番下の参考のところになりますが、今後新たな用途が拡大するであろうというところで、空飛ぶクルマというキーワードが出ていますが、今回、大阪万博が始まりましたけれども、そこでの空飛ぶクルマの展示に関しましては、ここで参考のところにも触れられていたようなシステムというのは実際使われているのでしょうか。つまり、割当てが実施されて、そして狭帯域のシステムという形で、あの場で使われるというのは実際実現しているのでしょうか。

○手塚周波数調整官 石山先生、御質問ありがとうございます。

空飛ぶクルマの航空局に対するVHF帯の航空移動業務用の無線につきましては、免許担当の課に確認しましたところ、本年4月時点では、事業者から免許申請のほうが残念ながら提出されておらず、免許は付与していない状況というところと聞いております。今後、事業者から免許申請に関する相談があった際には、免許の付与に向けて調整を進める予定ということで、状況を確認しているところでございます。

以上でございます。

○石山特別委員 分かりました。では、大阪万博の現場でどういう無線システムを使っているのかは興味がありますが、多分それはここでの議論ではないと思いますので、承知いたしました。ありがとうございました。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、眞田特別委員、よろしくお願いいたします。

○眞田特別委員 資料の外側に出てしまって恐縮ですが、アクションプランの

ほうについてお伺いしてもよろしいでしょうか。

2つあって、1つは、短波デジタル通信というのが、3MHzから30MHzのところでは検討されていると思いますが、今年、技術的条件を取りまとめるアクションプランには書いてありますが、どういう状況になっているのでしょうか。

○手塚周波数調整官 眞田先生、御質問ありがとうございます。

短波帯通信のデジタル方式の導入につきましては、その周波数帯の諸外国における検討状況というのでも踏まえ検討しているところでございまして、令和6年度のアクションプランの記載の目標から若干後ろ倒す形になっていますが、令和7年度中の技術的条件の取りまとめに向け、現在検討を進めているという形で確認をしているところでございます。

以上でございます。

○眞田特別委員 分かりました。

あともう一つ、デジタル特定ラジオマイクで、テレビホワイトスペース帯で使うものですね。柔軟性を持たせるために、小さい空中線電力のものをを使用する場合のチャンネルリストを追加するということですが、これもどういう状況になっているか、もし教えていただければ幸いです。

○手塚周波数調整官 ありがとうございます。

デジタル特定ラジオマイクにつきましては、令和4年度の技術試験等の結果を踏まえて、御指摘のとおり、テレビホワイトスペース帯において、小さい空中線電力を使用する場合のチャンネルリスト、小電力デジタルと言うことが多いですが、こちらの追加に向けて、現在、関連団体との調整がほぼ済んだところでございます。令和7年度第1四半期ぐらいをめどに、当該チャンネルリストを追加して、総務省のホームページにおいて公表できる予定という形で聞いているところでございます。

○眞田特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○手塚周波数調整官 ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、中野特別委員、お願いいたします。

○中野特別委員 中野です。私のほうから質問でよろしいでしょうか。

○西村部会長 はい。よろしくお願いいたします。

○中野特別委員 私のほうからは、最後に御説明いただいた34ページ、重点調査対象システムの代替可能性というところで少し御質問させていただければと思います。

150MHz、400MHz、60MHz帯については、代替する可能性が最も高いシステムとして、市町村防災行政デジタル無線が多めな形の結果となっています。一方で、例えば、上から4つ目の市町村防災行政無線150MHz帯の基地局などでは、まだ95者のうち41者がデジタルと回答しておりますけれども、それ以外の54者については代替が難しいと考えているのかどうか。回答が過半数を超えてないので気になるところではございます。これはどうしてなのか教えていただき、何か代替として、移行が難しいとか、意見があれば教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○伊藤補佐 電波政策課の伊藤でございます。先ほど例として挙げていただきました150MHz帯の市町村防災行政無線の基地局等につきましては、調査票の回答を分析しておりまして、デジタル方式に対して代替する可能性が最も高いわけではないと回答した免許人のうち、デジタル方式の導入予定が未定、もしくは導入予定なしと回答した免許人は54者中32者いたところとなります。

その理由としましては、導入コストの確保が困難であるためといった理由が最多となっております。

○中野特別委員 御説明のほう、どうもありがとうございます。

今のような原因について、ほかの例えば重点調査の都道府県防災行政無線と比較して、市町村防災行政無線において、予算化なども含めて、傾向が異なることがあれば、御教示いただければと思います。

○伊藤補佐 都道府県防災行政無線と市町村防災行政無線で異なる傾向があるかという点でございますけれども、結論から申しますと、同様の傾向にあると言えると考えておりまして、代替可能性につきまして、150MHz帯、400MHz帯の都道府県防災行政無線と市町村防災行政無線を比較しますと、代替する可能性が最も高いシステムは、いずれも260MHz帯のデジタル方式となっております。

ただ、市町村防災行政無線につきましては、代替する可能性が最も高いという回答としまして、携帯電話（IP無線）やデジタル簡易無線とした回答も比較的多かったところです。

○中野特別委員 御説明のほう、どうもありがとうございます。

移行の対策や代替の支援について、ぜひこれから先も継続的に御検討いただければと思います。

続いて、もう一つ、防災無線系のところで質問させていただきたいのですが、前回の部会において、都道府県防災行政無線の運用継続性の確保のための対策を実施していないというところは結構多く、理由をお尋ねしたところ、定期的な保守点検や動作確認、訓練といった取組を運用継続性の確保のための対策として認識していなかった可能性があるというふうにお答えを頂戴しておりました。

今回の報告の範囲でも、このまとめのスライドには入っていませんが、いわゆる本誌のほうの3から50ページの図表など、運用継続性の確保のための対策の具体的内容については、選択肢が16個もあり、似たような意味合いの選

択肢も見受けられて回答が難しい可能性もあるかなと思うのですが、この辺り、選択肢の説明、あるいは説明の趣旨をもう少し明確にして整理をするなどを御検討いただけるとよいのではないかと思います。何かこの先での対策、方策など考えていらっしゃるのでしょうか。

○伊藤補佐 御指摘のとおりでございまして、これまで選択肢につきましては、部会での御議論とか総務省での議論を踏まえまして、より細かくしてきたところではあります。選択肢が多いことで、かえって免許人にとって、選択肢の意味の捉え方が変わったりですとか、回答が難しくなっている可能性もあるかと思っております。

これは不断の取組ということになるとは思いますが、類似する設問を整理するなど、改善をより図っていきたいと考えております。

○中野特別委員 よろしく願いいたします。

私からは以上でございまして。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、若林特別委員、よろしく願いいたします。

○若林特別委員 よろしく願いいたします。

御説明ありがとうございました。私のほうからはタクシー無線についてお伺いしたいと思います。

少しページが戻りますが、30ページになりますが、アクションプランで、アナログのタクシー無線については、アナログからデジタル、あるいは他システムへの早期の移行を推進するとなっております。先ほどの御説明、24ページでしたかの御説明で、デジタルが減っているけれども、それはデジタルではなく、他システムに移行しているのではないかというお話があったかと思えます。他のシステムというのが、どのようなシステムに移行しているのかというのが一つ御質問です。

他のシステムというのはデジタルではなく、他のシステムが選ばれている理由というのは、もし把握されていれば、それも併せてお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○伊藤補佐 電波政策課の伊藤でございます。

まず、ほかのシステム、全体像でございますけれども、タクシー無線がタクシーの配車のために使用している無線システムでございますが、網羅的に把握しているわけではありませんが、タクシー無線のほかには、携帯電話やＩＰ無線、ＭＣＡなどの無線システムでありますとか、いわゆる、最近、ＣＭなども多いところでございますけれども、アプリ配車が利用されていると認識しております。

これら様々な選択肢がありまして、タクシーの利用者側にとって、どれぐらい便利なのか、使う側のタクシー会社や運転者さんが使いやすいか、こういったことから、様々な選択肢がある中で、自分たちの目的に応じて選ばれているのではないかと考えております。

○若林特別委員 ありがとうございます。

そうしますと、デジタル無線が推奨の一つではありますけれども、それよりは、想定しているよりも様々な用途が広がっているというのでしょうか、そういうことも一因であるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○伊藤補佐 はい。そのように考えてよろしいかと思います。

○若林特別委員 承知しました。どうもありがとうございました。

○西村部会長 ありがとうございます。

そのほか御質問、御意見等、これまでの御説明、それから回答を踏まえまして、いただければと存じますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

私からも１点、最後の若林特別委員の指摘と関連しまして、このような動き、

つまりほかのシステムへの移行というものが確認されておりますが、このような動きについて、今回、この議論とは少し離れますが、有効利用との関係について、どのように理解をすればいいのか、総務省側で何か考え方等ありましたら、お教えいただければ幸いです。いかがでございましょうか。

○伊藤補佐 電波政策課の伊藤でございます。

西村先生の御指摘のとおり、日本全体にとりましては人口減少というのがあり、先ほどのタクシー無線を例に挙げれば、タクシーの車両数が、そもそも減り始めている状況の中で、今回の調査結果を見ますと、特に自営系の無線システムについて減少傾向が見え始めています。こういった中で、転換点と我々も認識しておりまして、今後、電波の有効利用、そして電波をより活用することで、国民生活が豊かになるよう、どうやっていくのかというところを、今後、まさにこれから検討していくための調査でありますとか、政策を検討していく段階に入ったと考えております。

○西村部会長 今後の方向性も含めて御教示いただきまして、ありがとうございます。よく分かりました。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。そのほか、追加的な質問等ございますでしょうか。もし追加の質問等がございましたら、後日、事務局までお送りいただければと思っております。

それでは、伊藤補佐、御説明ありがとうございました。

本件、議事は終了とさせていただきます。と思います。

### （３）令和６年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果

○西村部会長 続きまして、議事の（３）公共業務用無線局の調査結果につきまして、総務省重要無線室の宮良補佐より、御説明をよろしくお願いいたします。

す。

○宮良補佐 重要無線室、宮良でございます。それでは、資料４５－３－１に基づきまして、御説明申し上げたいと思います。

スライド少し飛びますけれども、４ページ、御覧いただければと思います。

一番上の１ポツでございますけれども、公共業務用無線局の調査対象につきましては、デジタル変革時代の電波政策懇談会、令和３年に報告書を取りまとめられていますけれども、こちらにおいて検討対象となった国の３１システム、内訳といたしましては、赤字で示してございますが、他の用途で需要が顕在化している周波数を使用する９システム及びアナログ方式を用いる２２システムとなります。

この後、利用状況調査の概要等は省略させていただきまして、１１ページ、御覧いただければと思います。

まず、他の用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム、９システムと申し上げましたけれども、上の表の下、参考に記載の４システムにつきましては、既に移行・廃止が完了しております。残る５システムにつきまして、表にまとめてございます。

システム名称に①から⑤と記載してございますけれども、まず①、５ＧＨｚ帯無線アクセスシステムにつきましては、５Ｇの多用途での需要がありまして、取組の方向性は廃止となっております。

下の周波数短冊の図でございますけれども、左上、紫のところ、①とございますけれども、こちらの帯域につきましては、昨年１２月に、ソフトバンクに５Ｇの割当てが行われた４．９ＧＨｚ帯でございます。

続いて、②と③と⑤のシステムにつきましては、無線ＬＡＮの需要がある帯域をするシステムとなりますが、これらにつきましては、取組の方向性は周波数の共用となっております。これらのシステム、周波数の短冊の図についま



しては、下の右側でございますけれども、②の気象レーダーにつきましては、その下、5.2、5.3GHz帯の無線LANと共用、また、③の6.5GHz帯の電通業務用等の固定局及び、また⑤の【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】でございますが、こちらの帯域については無線LANの拡張候補帯域に含まれているところでございます。

最後に④でございます。38GHz帯FWAにつきましては、5Gの需要がありまして、取組の方向性は周波数共用となっております。

周波数短冊は左下の図、濃い緑の帯域でございます。5G候補の帯域に含まれているところでございます。

なお、これらのシステムに対して期待されるところでございますけれども、①のシステムは廃止の方向性ですので、無線局の減少というのは期待されますところ、②から⑤につきましては周波数の共用でございますので、無線局の減少というよりは、新たな需要である5Gや無線LANと共用可能であるのか、その共用検討の推進が期待されるといった状況にあるかと考えております。

この後、システムごとの各スライドにおいて、詳細を御説明申し上げたいと思いますので、12ページ御覧いただければと思います。

まず、①の5GHz帯無線アクセスシステムにつきましては、3ボツ部分、省庁名といたしましては【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】が利用されております。無線局数は増減がございません。

また、5ボツ部分、移行・代替・廃止の予定は今後検討予定となっております。また下から2つ、今後3年間で見込まれる無線局数の増減につきましては、増加予定といったような回答となっております。

この点、13ページを御覧いただければと思います。こちら、4.9GHz帯は先ほども申し上げたとおり5Gの割当てが行われておりますけれども、この割当てに当たっては、終了促進措置に係る条件等も付与しておりまして、上側

の3つ目の四角になりますけれども、今後、携帯電話事業者が移行費用等を負担する終了促進措置に基づきまして、本5GHz帯無線アクセスシステムにつきましては、令和18年3月31日までに、ほかの無線システム、無線LANですとか固定通信等々への移行をいただくこととしており、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】についても同様でございます。

なお、今後3年間の無線局の増減に関して、増加予定との回答を頂戴したところでございますが、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】におきましては、本システムに関して廃止の必要性というのは認識をしているものの、有益なシステムということで、増やすことも検討しているということでございます。

一方で、こちら、割当てが行われたところ、上の枠の四角の3行目のなお書部分にもございますけれども、こちら新規開設可能な期限というのを昨年の9月の制度改正によりまして令和8年3月31日としてございますので、この間にあっては、新たに開設することも可能というような状況となります。

続いて、スライド14を御覧いただければと思います。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】と【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】が利用する5GHz帯の気象レーダーでございます。こちらは無線LANとの共用となりますが、無線局数自体につきましては、昨年度から増減ございません。

15ページ目を御覧ください。こちら共用の検討の状況、スライドでございます。

上の枠内でございますけれども、令和6年、昨年12月に気象レーダーとの共用検討を踏まえまして、情報通信審議会から、無線LANの上空利用に係る技術的条件の一部答申を受けまして、その後、本年、令和7年3月に電波監理審議会から省令案の答申を頂戴した後、4月7日に省令等を公布、施行済みとい

った状況でございます。

こちら、共用検討を踏まえまして、上側の３つ目の四角にも記載ございますけれども、気象レーダーに有害な干渉を与えない市区町村を無線ＬＡＮの上空利用ができる開設区域として指定の上、共用が可能となっているといったようなところで、共用検討は完了した状況でございます。

続いて、スライド１６、こちら【電波監理審議会決定第２号に基づき、内容の公表を控えます。】が利用する６．５ＧＨｚ帯の固定系の無線システムにつきましましては無線ＬＡＮの拡張候補に含まれているものでございまして、無線局数についても大きな変動はございません。

スライド１７でございます。こちらも共用検討の状況を御説明申し上げます。

昨年１０月、情報通信審議会におきまして、ＡＦＣシステム運用検討アドホックグループが設置されております。こちらにおいてＡＦＣの運用の考え方、運用主体ですとかビジネスモデルなどについても検討が進められているところでございます。

このＡＦＣのシステムにつきましましては、真ん中に図もございますけれども、既存の６．５ＧＨｚ帯の固定系のシステムに有害な混信を与えることがないよう、このシステムにおいて無線ＬＡＮのアクセスポイントが利用可能な周波数ですとか送信電力などをシステムで算定をして、無線ＬＡＮ側に通知をすると、そういうシステムでございます。

今後につきましては、本年度、令和７年度に実施予定の実機の検証などを経まして、この年度末までには、ＡＦＣ運用を前提とした技術的条件の策定を目指していくといったような状況にあると聞いてございます。

続いて、１８ページ目でございます。

【電波監理審議会決定第２号に基づき、内容の公表を控えます。】が利用している３．８ＧＨｚ帯ＦＷＡにつきましては、こちらは５Ｇとの周波数の共用の方

向性でございまして、無線局数に増減はございません。

こちら19ページ目で、共用検討の状況について御説明申し上げます。

昨年12月から、こちら情報通信審議会でも検討が開始されて、既存無線システムとの5Gとの共用検討等実施の上、現在、委員会の報告案について意見募集中という状況でございます。この報告案におきましては、38GHz帯FWAの共用については、FWA側を保護するエリアの設定、いわゆる5Gが置局できないようなエリアを設定の上、また事業者間調整によって、5Gとの共用可能性は高いといった検討結果が得られている状況でございます。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

以降、21ページ目からは、前年度までに取組が完了したものですので、説明は割愛させていただきまして、26ページ、ここからアナログ方式を用いるシステムでございまして、次の27ページ目の一覧を御覧いただければと思います。

こちら、アナログ方式を用いるシステムは22システムございますが、7システムは既に取組が終了し、残る15システムを表にまとめてございます。

これら15システムを取組の方向性につきましては、デジタル化等ですとか廃止でございまして、これらの全ての無線局数の減少が期待されるところでございます。

表中、緑の網かけを行ってございます。5つのシステムにつきましては、表の下、注釈も記載してございますけれども、総務省においてデジタル方式の技術を検討中であるものです。これらにつきましては、国内においてデジタル方式の機器がないという状況もございまして、技術基準の策定に向けまして、総務省において検討を進めております。

この5システムにつきましては、本日にしましては、この後のスライドで、1スライドずつ調査結果もまとめてはございますけれども、その中で代替可能

なシステムがないなどの回答を頂戴しておりますが、現時点では総務省で技術検討中という状況でございますので、本日は、この5システムについては、システムごとの説明は割愛させていただきまして、技術検討状況につきまして、次の28ページ目で御説明申し上げます。

上枠の1つ目の四角でございますけれども、令和4年度から6年度、3年間にかけまして、デジタル方式の技術検討を行ってございます。

2つ目の四角、関係の府省庁にも御参画いただきまして、標準的なモデルの調査ですとか、試験機の試作、また総合実証試験などを実施いたしまして、現時点でデジタル方式の技術的な要件等を取りまとめているという状況でございます。

下の図表につきましては気象援助用無線の例でございますけれども、試作機を用い、フィールドにおいても電波伝搬特性等の評価を実施しておりまして、この結果を踏まえ、左側の表のとおり、デジタル方式の技術要件まとめているといったような状況にございます。

今後につきましては、上側の3つ目の四角でございますけれども、本年度に情報通信審議会における検討などを開始いたしまして、制度化可能なシステムから、順次、制度化を目指すような方向性でございます。

また、資料に記載しておらず恐縮でございますが、本年4月、重要無線室から関係府省庁に対しまして、機器の更新の機会を捉えたデジタル化に関する依頼の文書を送付いたしております。

続いて、スライド29を御覧いただければと思います。こちら【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】が利用する路側通信のMF帯でございます。

こちら国道などで一般車両に渋滞ですとか事故などの道路交通情報を提供するためのシステムとなっておりますが、3ポツの無線局数は昨年度より減少し

ております。この理由につきましては、ほかのシステム、具体的には5.8GHz帯のDSRCシステム、いわゆるVICSに移行したというところでございます。

また、5ポツでございますけれども、今後の計画につきましては、維持含めて検討中といったような回答を頂戴しておりますけれども、現状、個々の無線局ごとにVICSで代替可能であるか等、検討を順次進めているということでございます。

続いて、30ページ目でございます。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】が利用している公共業務用のテレメータ、こちらにつきましては、海上の標識の灯火などの状況を確認するために利用されてございますけれども、こちらは昨年度から無線局数が減少しております。この理由につきましては、携帯電話網、LTE網や920MHz帯の特定小電力無線、こちらは順次移行しているという状況を昨年度も確認しておりまして、今後も順次、他のシステムに移行していくといったような状況にあるものでございます。

続いて、31から33ページ目は、先ほどの総務省においてデジタル方式の技術検討中であるシステムであるため、説明は割愛させていただきまして、34ページ、御覧いただければと思います。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】が利用している部内通信でございますが、こちらにつきましては、災害発生時に、車両ですとか出先における職員との連絡用に使用するシステムとなつてございますけれども、公共安全モバイルシステムで代替が可能と判断されれば、それを導入することを検討するという状況でございます。

資料一番下、5ポツ部分、今後の移行・代替・廃止計画につきまして、回答としては、災害時、非常時に使用できないおそれがあるため、移行・代替の予

定はなしというような状況でございますけれども、この点、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】におきましては、昨年度、公共安全モバイルシステムの実証試験というのを実施されておりました、その結果も踏まえて検討していく状況にあるというところでございます。

続いて、スライド35ページ目、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】が利用している石油備蓄につきましては、こちらは国家石油備蓄基地の一部の拠点で利用されている音声連絡用のシステムでございますが、こちらにつきましては、おおむね10年以内に見込まれている更新時期を念頭に、デジタル化するといったような方向性でございまして、昨年度から無線局数に変化はございませんでした。

また、5ポツ部分でございますが、2者のうち1者は移行・代替の予定なしとしておりますが、残る1者は、こちら調査結果の本誌には記載しているところ、このパワポには記載しておらず恐縮でございますけれども、令和6年度中に1者は廃止予定でございまして、簡易無線へ移行との調査結果を得られております。

こちらで無線局のデータベース確認もいたしましたところ、令和6年度に一部廃止したという状況でございます。残る1者につきましては、今後の予定、詳細確認できていないところでございますけれども、こちら3月の部会でも御指摘頂戴いたしましたが、デジタル化に向けまして、総務省からも、移行するメリット等を含めてサポート等を行ってまいりたいという状況でございます。

続いて36ページ目、こちら防災機関等が連携し、必要な連絡を行う防災相互波の150MHz帯につきましては、真ん中の3ポツでございますけれども、左側の無線局数につきまして、全体といたしましては、全体として昨年度の1,713局から1,715局と、2局増加している状況にございます。網かけの府省庁別につきましては、一番下の【電波監理審議会決定第2号に基づき、

内容の公表を控えます。】が2局増えております。この理由でございますが、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】におきまして、災害時等における防災関係機関の連絡の効率化のため2局増やしたという状況と伺っております。

本件の防災相互波のシステムにつきましては、特に地上系のシステムは公共安全モバイルシステムの移行・代替も期待されるところでございますが、先ほど、部内通信システムで申し上げました【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】における実証の結果も踏まえつつ、総務省としても必要な対応を検討していければといったような状況でございます。

続いて、37、38ページはデジタル方式の技術検討中のものでして、39ページ目、御覧いただければと思います。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】が利用している、15GHz帯のヘリテレの画像伝送でございます。こちらはヘリコプターで撮影した動画をリアルタイムに地上に伝送するもののシステムとなっております。

3ポツの表でございますが、無線局自体につきましては、前年度から全体としては1局減少しておりますけれども、省庁別で見ますと、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】が2局増加している状況でございます。この理由でございますが、こちらは【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】が新たに調達したヘリにおきまして、本件のアナログの画像伝送システムを搭載しているという状況のためですが、こちらにつきましては、2ポツ目の取組の方向性、最後の矢羽根にございますが、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】の方針といたしまして、基本的にアナログの受信設備が残っているため、アナデジ両方対応可能な機器を調達して、全ての受信装置のデジタル化が完了次第、アナログ方式を廃止す



るといったような方針とのことで、今回の２局もアナデジ両方対応の機器を導入したというものでございました。

【電波監理審議会決定第２号に基づき、内容の公表を控えます。】

以降、最後のページまでは、前年度までに取組が完了したものですので、説明割愛させていただきまして、大変長くなりまして恐縮ですが、私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○西村部会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見、いかがでございましょうか。こちらも順番にお伺いをさせていただきたいと思います。

笹瀬部会長代理、よろしくお願いいたします。

○笹瀬代理 御説明どうもありがとうございました。

９ページ目、これ前回もお聞きしたのですが、３月の部会において、昨年度から公共業務用無線局の局数の減少が１．２％と低いということが下のポイントのところに書いてありますが、この理由につきまして、前回、３月の部会において質問したときには、予算的な制約のほか、機器の更新の機会を捉えて予算要求していくということのような回答いただきましたが、質問は、具体的に、機器の耐用年数とか、それから更新時期はいつ頃なのかと、そういうことに関して調査はされているのでしょうか。もしされていないのであれば、今後、調査を行っていくことは可能なのでしょうかということをお聞きしたいのですが。よろしくお願いいたします。

○宮良補佐 御質問ありがとうございます。

耐用年数ですとか更新時期の調査についてでございますけれども、現時点では移行時期など、そういったところは調査しておりますが、耐用年数などについては調査を行っていないというのが現状でございます。

今後の調査につきましては、本年度につきましては、間もなく調査票を発出

する予定としておりまして、システムの関係上、設問の追加等は難しい状況もございまして、こちら3月の部会の御指摘も踏まえまして、総務省といたしましても、関係府省庁のサポートや発信力高めるような方向を検討してまいりたいと思っておりますので、関係府省庁への説明等の機会を捉えて、御指摘の耐用年数ですとか更新時期等につきましては確認してまいりたいと思っております。

今後、調査票への設問につきましては、こういった取組を踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○笹瀬代理 分かりました。どうもありがとうございました。

以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

池永特別委員、よろしくお願いいたします。

○池永特別委員 私からは、少し飛びまして、34ページをお願いします。

150MHz帯の災害時連絡用部内通信という部分ですけれども、この部分、先ほど少し御説明いただいたとおり、公共安全モバイルシステムへの代替が検討されているということで、実際に実証などされているということですが、今の時点で、公共安全モバイルシステムを使うメリットですとかデメリットといったようなことが、もし分かっていることがありましたら、教えていただけますでしょうか。

○宮良補佐 実証につきましては、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】で実施をされているという状況でございまして、昨年度、全国で24の機関が参加されていると伺っておりまして、この公共安全モバイルシステムの活用方法に関する検証という点で実施されております。

また、機関の半数以上は石川県内の機関で、能登半島地震ですとか豪雨の対

応においても利用されたというふうに聞いてございます。

こちら、基本的には【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】中での連絡という形での実証を行われておりますけれども、その際のメリットとデメリットといたしましては、例えば、メリットとしては、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】の電波が悪い地下ですとか山間などでの音声通話で有効であったといったような点、また、共通のアプリもございますけれども、1対多でライブの映像共有、映像ですね、そちらがとても有効であったですとか、あと、この公共安全モバイルシステムにつきましては、デュアルのSIMでドコモとKDDIのデュアルSIM、兼ね備えていますけれども、こちらキャリアの切替えというのも行われますので、通信不通の回避、どちらかのキャリアが使えなくなっても、一方のキャリアが使えるといったようなところもメリットとして挙げられておりました。

また、他方、デメリットといたしましては、通信の優位というところで、音声は優先接続というのがあると聞いておりますけれども、通信自体、ライブ映像とかは、他社に比べてそういう優先というところはないといったようなところは少しデメリットとして挙げられているのと、あと、一部携帯のエリアが必要になりますので、山間部などでは、ドコモ、KDDIともに受信不可な地域もあったといったような点が挙げられているという状況でございます。

以上でございます。

○中川室長 重要無線室の中川でございます。大変お世話になってございます。

池永先生、ありがとうございます。少しだけ補足させてください。

デメリットの部分については、携帯電話の商用網を使いますから、通信の混雑時、特に発災時とかは、どうしても輻輳にさらされてしまうリスクはあるということですので、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】というのは、完全にこちらに乗り換えてしまうというところについてのリスク

はあるそうです。宮良から説明させていただいた内容とかを含めて、今後どうしていくかみたいな話を検討していくと聞いています。

補足は以上です。ありがとうございます。

○池永特別委員 ありがとうございます。

私も気になっているところで、公共業務用の無線というのが、全てそういう商用網に依存するような形ではなく、自営でやるべき部分と商用網を活用する部分というのがうまくバランスして使っていくというような形を持っておいたほうがいいのではないかというふうに思いますので、その辺りが検討の内容なのかなというふうにも思いました。

現状の様子についてはよく分かりました。ありがとうございました。

私からは以上です。

○西村部会長 ありがとうございました。

それでは、石山特別委員、よろしくお願いいたします。

○石山特別委員 では、私はアナログ方式を用いるシステムのところで、お伺いしたいのですが、27ページのスライドを見ると、各種システム、令和5年度から令和6年度にかけて、免許人数は全て増減なしで、無線局数は多少の変動はありますが、ほぼ変わってないと見るのがよいのではないかと考えております。つまりアナログからデジタルへの移行がなかなか進んでないように、この数字からは見えてしまいます。

デジタル化に関して依頼文書を出しているということは御説明いただきましたけれども、大体こういうことというのは、お願いしますというだけでは、なかなか動かなくて、デジタル化すると、こういうメリットがありますよということも同時に伝える必要があるかと思います。

先ほどの御説明の中で、石油備蓄のところはメリットも伝えてというふうな御紹介ございましたけれども、これはそれぞれ、一つ一つ伺うわけではないの

ですが、依頼文書のときに、具体的なメリットというのはそれぞれ伝えていらっしゃるのでしょうか。そのメリットをどのくらい具体的に伝えていらっしゃるかというのが知りたいのですが、いかがでしょうか。

○宮良補佐 御質問ありがとうございます。

アナログからデジタル化のメリットでございますけれども、こちら、例えば28ページ目でございますけれども、依頼文書を発出いたしましたのは、こちらのデジタル方式の技術検討が令和6年度末までで終わりました、関係機関にも参画いただいているところでございますけれども、その実証の結果の中でも、メリットとして挙げられる点がございます。

例えばですけれども、音声通話を行うようなシステムにつきましては、実証の結果、音声の品質がアナログよりもデジタルのほうがよいというような結果も得られている点でございます。

また、3月の部会において中川からも御回答申し上げたところもございますけれども、アナログの機器自体がディスコン、いわゆる製造とか販売中止のため、もう維持できなくなっていくような状況といったような傾向もございますので、また、ほかの代替手段があるかといいますと、先ほど池永先生からもございましたが、例えば、33ページ目の、こちらが分かりやすいかもしれませんが、災害対策用の水防用の無線につきましては、こちらは山間部とかのダムとかにおいて、保守の管理で音声通信として連絡で利用されておりますけれども、ダムなどの山間部では携帯電話のエリア外になるので、携帯電話では代替できないといったようなこともあるということでございまして、基本的には関係府省庁にも参画いただいた中で、そういった携帯電話では代替できないといったような声も頂戴しておりますので、本システムのデジタル化などによって、同等なエリアの確保というようなところもメリットとして挙げられるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○石山特別委員 どうもありがとうございます。よく分かりました。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、眞田特別委員、よろしくお願い申し上げます。

○眞田特別委員 御説明ありがとうございます。

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

○宮良補佐 【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

以上でございます。

○眞田特別委員 分かりました。御説明ありがとうございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、中野特別委員、お願いいたします。

○中野特別委員 中野です。御説明どうもありがとうございます。

私もこの36ページのところで、各省庁と連絡を取り合っていらっしゃるということで、デジタル化などというところのなどに対して、事情を見ると、アナログ部分もかなり残っていて、しかも、代替が結構厳しいというようなところは出ているようですが、その辺りに対して、何か代替手段みたいなものを、総務省側としては御提示されたりしているのでしょうか。特に【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】のところが大きいかと思いますが、その状況を教えていただければ。

○宮良補佐 御質問ありがとうございます。

こちらの防災相互波につきまして、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】、御指摘のように、局数多いという状況でございますけれども、基本的に公共安全モバイルシステムが代替になり得るというふうに考えてございますが、先ほどの【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】の実証もあるとおり、なかなかメリットも十分ある一方で、デ

メリットも挙げられているという状況でございます。また、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】の実証となっておりますので、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】につきましては、そういった取組については、こちらでは把握してないところもございまして、総務省といたしましては、【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】の取組というのを他の機関にも展開をいただくという点を【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】にもお願いしております。そういった取組を通じまして、公共安全モバイルシステムで代替可能なものですとか、先ほど池永先生御指摘のあった自営とのバランスなども検討しながら、総務省としても関係機関と連携をして、方向性というふうなところを検討してまいればというところでございます。

以上でございます。

○中野特別委員 了解いたしました。説明どうもありがとうございました。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、若林先生、よろしくお願いいたします。

○若林特別委員 御説明ありがとうございました。私のほうは、この概要ではなくて、本誌のほうについて御質問をさせていただきたいと思います。

資料45-3-2の本誌2の20ページになりますが、運用継続性の確保のための対策の有無ということで、防災相互波と、それから公共業務用ヘリテレ連絡用は80%超えが対策を実施していないということで、結構際立って見えるのですが、この対策を実施していない両者について、対策を実施していないという理由が、もしお分かりであれば教えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮良補佐 御指摘ありがとうございます。

こちらなんですけれども、具体的な理由というのは、恐縮ですが、確認でき

てないという状況でございます。調査票の設問自体は先ほどの議題の 7 1 4 M H z 帯以下の各種無線システムと同様な調査票の設問となっておりまして、対策を実施しない理由というのが調査票では確認できていないという状況でございます。

ただ、こちら 7 1 4 M H z 以下の各種無線システムと同様でございますが、設問の選択肢が多いというような中で、基本的に定期的な保守点検などは実施されているかと思うのですが、そういった取組について、この対策として、同様に認識していなかった可能性もあるのかなというふうには考えてございます。先ほどの議題でも御指摘ございましたけれども、こちらの公共業務用の無線局の調査票の設問につきましても同様に、今後工夫をしていければというふうに考えているところでございます。

このような回答で恐縮ですが、以上でございます。

○若林特別委員　ありがとうございました。よく分かりました。

概要のほうのヘリテレ連絡用を見ると、8 1 . 8 % が移行等の予定は今後検討というふうになっているので、やめるから、特にこういうことをしていないというわけでもなさそうなので、その辺り、また御検討の上、また改善といたしますか、より明確にお聞きいただければと思います。どうもありがとうございました。

○西村部会長　ありがとうございました。

そのほか、今までの御質問、それから回答を踏まえまして、追加的な御質問、御意見等ございますでしょうか。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

この点も、もし追加の御質問等がありましたら、後日、事務局までお送りいただければと思っております。

それでは、本件議事はここで終了させていただきたいと思えます。宮良補佐、



どうも御説明、御回答ありがとうございました。

それでは、総務省からの報告は以上となりますので、事務局におかれましては、総務省関係者の退席の御対応、よろしくお願いいたします。

○柏崎幹事 事務局でございます。承知いたしました。

それでは、総務省関係者の退席まで少々お待ちいただければと思います。

事務局でございます。総務省関係者の退席を確認いたしましたので、西村部会長、よろしくお願いいたします。

## 閉 会

○西村部会長 承知いたしました。

それでは、本日の議事は以上となります。

今後の予定ということでございますが、本日、総務省のほうから御説明のありました周波数区分ごとの調査結果及び公共業務用無線局の調査結果につきましては、本日の議論も踏まえまして、次回、5月の部会におきまして、評価結果（案）の検討を行いたいと思いますので、この点、事務局のほうで御準備のほう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、事務局から事務連絡等がございますでしょうか。お願いいたします。

○柏崎幹事 事務局でございます。事務連絡、連絡事項として2点ございまして、その前に、先ほど議題2のところ以西村先生からコメントございました、「他システムへの移行」に関して、総務省のほうで、こういった考えかということがございまして、ちょっと御紹介させていただきたいと思います。

こちら電波監理委員会規則、電波法ができた当初の電波監理委員会規則として、省令に該当するものでございますが、「無線局の開設の根本的基準」というのがございまして、いろいろ無線局ごとに免許の際の考え方がございます。

これは一例として電気通信業務用無線局でございますが、ほかのところもございまして、ちょっとハイライトしてございますが、「その局の開設する目的を達成するためには、その局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。」こういったところは、実は公共業務用の無線局であったり、あるいは、ほか、その他一般の無線局に関しましても同様の考え方が記載してございます。

電波、周波数というのは有限希少な国民共有の財産ということでございますので、原則として、こういった考え方がございますということと、ただ、電波というのは使っていただいて価値が出るものでございますので、総務省としましては、新たな電波利用のニーズというのを常々吸い上げて、そういったニーズに対して、早期の導入を実現するということ、そういったところが総務省のミッションということで考えてございます。ちょっと御紹介させていただきます。

戻りまして、事務連絡でございますが、先ほど西村部会長からございました本日の各議事案件につきまして、あるいは重点調査の評価（案）に対する修正の御意見なども追加でございましたら、連休の時期を挟み、恐れ入りますが、来週末の５月２日までをめどに、事務局までメールをいただけますようお願いいたします。

また、２点目、次回の部会につきましては、５月１５日木曜日１０時からを予定してございます。

事務連絡として、以上でございます。

○西村部会長 私のコメントに対する回答も、法的根拠を踏まえた御説明ありがとうございました。

それでは、本日の有効利用評価部会を閉会いたしたいと思います。

次回部会、先ほど御案内のとおり５月１５日木曜日１０時からとなっております。

ますので、引き続き、皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。それでは、失礼いたします。